○中部地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十三号　西尾市江原町西塚田一八番から安城市藤井町車場八番一　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十五日

○中部地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区鳴海町字中汐田一九番一から同市緑区鳴海町中汐田二〇番一まで	前	一六・七〇～一六・九一メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	一七・六八～一八・七五メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市名東区丁田町三七番から同市名東区丁田町四〇番まで	前	五七・三〇～七六・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	五七・三〇～七八・五〇メートル	〇・〇三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東海市名和町吹付二六番一から同市名和町吹付八番二まで	前	七〇・五〇～八四・〇〇メートル	〇・〇七〇キロメートル
	後	六八・〇〇～八三・三〇メートル	〇・〇七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

十二月十日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「各府省等における政策評価の実施状況等について」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について」

又十二月十一日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

又同日内閣を経由して日本銀行総裁黒田東彦から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

参議院

報告書受領

十二月十日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「各府省等における政策評価の実施状況等について」の報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について」の報告を受領した。

また、十二月十一日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理解職　国務大臣　島尻安伊子

文部科学大臣馳浩帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

次長検事　伊丹　俊彦

検事　三浦　守

検事長に任命する（各通）

同　青沼　隆之

次長検事に任命する　渡辺　恵一

検事長

願に依り本官を免ずる

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　登石　郁朗

兼官を免ずる（以上十二月十日）

経済産業大臣　林　幹雄

農林水産大臣政務官　佐藤　英道

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　小田部陽一

第十回世界貿易機関閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十八年一月一日までとする（各通）

内閣官房副長官　世耕　弘成

トルクメニスタン永世中立二十周年記念国際会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十七年十二月二十七日までとする（以上十二月十一日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　吉田　正紀

国際局長門間大吉外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（十二月十一日）

経済産業省

（総括審議官）経済産業事務官　田中　繁広

大臣官房福島復興推進グループ長に併任する　松尾　剛彦

（大臣官房付）同

電力取引監視等委員会事務局長に昇任させる

（大臣官房電力取引監視等委員会設立準備室長）同　岸　敬也

電力取引監視等委員会事務局総務課長に配置換する

（資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力発電所事故収束対応総括調整官）兼大臣官房電力取引監視等委員会設立準備室付）経済産業技官　新川　達也

電力取引監視等委員会事務局取引監視課長に配置換する